

西遠浄化センター水処理棟上部利用施設管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西遠浄化センター水処理棟上部利用施設管理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、西遠浄化センター水処理棟上部利用施設（以下「上部利用施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 上部利用施設の利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。また駐車場の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、上記利用時間の変更が必要な場合は、その事情を勘案の上、浜松市公共下水道西遠浄化センター施設管理者（以下「施設管理者」という。）がこれを定める。

(施設利用の許可申請)

第3条 要綱第4条に基づき、上部利用施設の一部又は全部をイベント等により利用しようとする者は、利用する日の7日前までに、次の各号に定める事項を記載した西遠浄化センター多目的広場利用許可申請書（別記様式1）を施設管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 利用日時
- (3) 利用団体名
- (4) 利用人数
- (5) 利用区域
- (6) 申請者（責任者）の住所・氏名（団体にあつては代表者氏名）
電話番号、緊急時の連絡先電話番号

(受付等)

第4条 西遠浄化センター内の、施設管理者事務所にて申込みを受付けるものとする。受付期間、申込日及び時間は次のとおりとする。

- 受付期間・・・利用日の2ヶ月前から受付ける。
- 申込日・・・随時受付ける。
（ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日から1月3日までの間は除く）
- 時間・・・午前8時30分から午後5時まで

(利用者の遵守事項)

第5条 要綱第7条で定める利用者の遵守事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用時間を厳守すること
- (2) たき火、花火等の火気を使用しないこと
- (3) ゴミ、空き缶、犬のフン等は持ち帰ること
- (4) 酒盛り等で大騒ぎして、他の利用者に迷惑をかけること
- (5) 多目的広場および駐車場以外の場所に許可なく立ち入らないこと
- (6) 事前の許可なく、杭・アンカー等の打ち込みを行わないこと
- (7) 多目的広場の施設を破損する恐れのある競技等を行わないこと
(例) 野球、サッカー（ポイント付シューズ使用）等
- (8) 他人に迷惑がかかる危険な行為を行わないこと
(例) ゴルフ、スケートボード等
- (9) 自動車、自転車等は専用駐車場（処理場北側）を利用すること
- (10) 利用者の過失により、多目的広場の施設などを破損した場合は、利用者の負担になりますので、十分注意して利用すること

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、上部利用施設の管理に関し、必要な事項は施設管理者が定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。